

## 顧問契約

人数	5人未満	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50人以上
金額	10,000円	15,000円	25,000円	30,000円	40,000円	ご相談

※ 人数は経営者（常時役員を含む）と労働者（パートを含む）を合わせた数です。

※ 月極め定額の契約です。

※ 給与計算をご依頼いただく場合は追加料金が発生いたします。

基本料金10,000円（10人まで）。1名多くなるごとに+700円

（ただし、勤怠集計がされていない場合は1名多くなるごとに+1,000円）

初期導入費用として原則1か月分の給与計算料金を頂戴いたします。

**スポット契約（主な業務）** 顧問契約等に含まれるものは○をつけています。

## 就業規則（会社のルールブック）、社内規程の作成・変更

業務内容	顧問契約者 + 給与計算	顧問契約者	スポット契約
就業規則作成	100,000円～	100,000円～	150,000円～
就業規則変更	20,000円～	20,000円～	50,000円～
各種規程の作成 （育児介護休業規程、私傷病休職規程、テレワーク勤務規程 安全衛生管理規程、車両規程など）	各 50,000円～	各 50,000円～	各 50,000円～
労使協定作成変更 （時間外労働休日労働に関する協定届（36協定） 休業協定、賃金支払いに関する協定書など）	各 10,000円	各 10,000円	各 20,000円～

## 労働・社会保険の手続き

業務内容	顧問契約者 + 給与計算	顧問契約者	スポット契約
労働（労災・雇用保険） 社会保険（健康保険・厚生年金）の新規適用、廃止届	20,000円～	20,000円～	20,000円～
雇用保険・健康保険・厚生年金（資格取得、喪失、離職票） 手続き（入社・退社時） ※ 離職率が多い場合は、ご相談により、料金を決定いたします。	○	○	1人1回 5,000円
社会保険料の算定基礎届（年に1回）	○	1か月の 顧問料と同額	1か月の 顧問料と同額
社会保険料の月額変更届（社会保険料が変更された場合）	○	1人1回 5,000円	1人1回 5,000円
労働保険年度更新の手続き（確定保険料・概算保険料手続）	○	1か月の※ 顧問料と同額	1か月の※ 顧問料と同額

※一括有期事業、単独有期事業の労働保険年度更新は別途相談

## 突発的（労働者が病気・ケガ・出産・死亡したときなど）な申請業務

業務内容	顧問契約者 + 給与計算	顧問契約者	スポット契約
健康保険、労災給付請求	20,000円～	20,000円～	30,000円～
第三者行為による保険給付請求 (例えば勤務・通勤中の相手がある車事故の場合)	50,000円～	50,000円～	50,000円～
助成金の申請	助成額の 10%	着手金30,000円 +助成額の10%	着手金30,000円 +助成額の20%

新型コロナウイルスによる雇用維持を目的とした助成金のみ、緊急事態に伴い別の金額で対応いたします。詳しくは、HPをご覧ください。

## その他

業務内容	顧問契約者 + 給与計算	顧問契約者	スポット契約
訪問での相談料	月1回無料※	月1回無料※	
労働基準監督署、社会保険事務所などの調査立ち合い			30,000円 +交通費

※片道30km未満の場合、月1回は交通費

片道30km以上の場合、月1回は日当10,000円と交通費

※月2回目以降は日当20,000円と交通費

これ以外の突発的な手続きについては、別途ご相談ください。



葛西社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 葛西 佑造 (かっさい ゆうぞう)

〒673-0851 兵庫県明石市朝霧北町3777-8-301

TEL : 078-945-5477

FAX : 078-945-5498

メール : yuzo@sr-kassai.com

URL : <https://sr-kassai.com>

